

佐賀県川づくり委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「佐賀県川づくり委員会」（以下委員会）と称する。

(目的)

第2条 委員会は佐賀県が策定しようとする河川整備計画（案）について専門的立場から意見を述べ、風土、文化等の流域特性を反映した河川整備計画（案）の策定に資することを目的とする。

(委員)

第3条 1. 委員会は別紙に掲げる委員をもって組織する。
2. 委員の任期は2年とする。
3. 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 1. 委員長は、委員の互選により決定する。
2. 委員長は委員会を代表し、会務を統轄する。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議運営)

第5条 1. 委員会は、必要の都度に委員長が召集する。
2. 委員長は委員会の議長を務める。
3. 委員長は必要と認めるときは、委員以外の出席を求める。

(事務局)

第6条 事務局は、佐賀県県土整備部河川砂防課に置く。

(経費)

第7条 委員会の運営に必要な経費は、佐賀県の負担とする。

(雑則)

第8条 この規約に定めない事項については、必要に応じて委員会の承認を得て定めるものとする。

(附則) この規約は、平成12年5月29日から施行する。

(附則) この規約は、平成22年7月6日から施行する。

(附則) この規約は、平成29年2月10日から施行する。

委 員 一 覧

専 攻	氏 名	所 属
河川工学	おおぐし こういちろう 大串 浩一郎	佐賀大学理工学部教授
環境工学	やまにし ひろゆき 山西 博幸	佐賀大学大学院教授
動物生態学	とくだ まこと 徳田 誠	佐賀大学農学部教授
農業土木	あなん みつまさ 阿南 光政	佐賀大学農学部教授
漁 業	ありよし としかず 有吉 敏和	(元)佐賀県内水面漁場管理委員会委員
水 質	さねまつ ただよし 實松 忠義	佐賀東部水道企業団三養基営業所長
文 化 財	しげふじ てるゆき 重藤 輝行	佐賀大学芸術地域デザイン学部教授
野 鳥	さかた のりこ 坂田 紀子	日本野鳥の会佐賀県支部幹事
地域情報アドバイザー	かわもと きみこ 川本 喜美子	高遊外壳茶翁顕彰会理事長
植 物	いとう さちこ 伊藤 幸子	佐賀植物友の会幹事